

アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書 (2026.08.18)
～除去作業の真下は通学路！細心・最大の注意が必要！～

近隣住民一同

●**アスベスト除去専門工事業者：(株)創勝 代表取締役 岩野 未来 様**

- 1 住民に対しアスベストの毒性を、SDS を提示すなどして具体的に教えて下さい。
- 2 アスベストが含有している部分は、ナマコ壁の上面の白色の塗装部分だけですか？それとも、下部のナマコ部分(ナマコの白色、黒色)にも入っているのですか？
- 3 下部のナマコ部分もアスベストが含有しているとしたら、専用のヘラで剥ぎ(はぎ)取るのではなく、ナマコの形状部分を削り落とす(えぐり取る)様な作業になります。作業の様態が異なることになりましたが、その際の飛散防止は大丈夫でしょうか？
- 4 外周部の足場の組立て作業の日程を教えてください。理由は、北東側の近隣住民宅の外壁塗装工事があり、足場の組立て作業を、8/24 から行う予定であることから、お互いの作業が干渉しないようにお知らせし、調整を要請するものです。
- 5 アスベスト除去作業について、①エリア(南東・北東側の2方向)ごとの作業工程(日程)表、②管理体制(資格者の配置及び下請け・一人親方含む)、③作業人員(下請け・一人親方を含む)を教えてください。なお、下請けの協力会社・一人親方がいる場合は、会社名・所在地・会社ごとの作業人員及び資格等を教えてください。
- 6 配布資料(8/4)に、「レベル1に準ずる養生を行う」と記されていますが、①具体的にレベル1に準じた養生とは、どの様なものか？②レベル1なら、ポリシート内部は、負圧にして行う作業になるのか？③靴裏と鋼製作業床の滑り止め(突起穴等)の摩擦により生じる、床面ポリシートの破れ具合の点検手法・頻度を教えてください。
- 7 下部が通学路であることから、外部の養生シートのつなぎ目は目張りするのか教えてください。万が一にも、アスベストの飛散が許されないことからお聞きます。
- 8 飛散防止対策は、水及び飛散防止剤との記載です。水だけで大丈夫なのでしょうか？水の場合は、常時、散布なのでしょう吗？その際、排出された水にはアスベストが含有しているおそれがありますが、どの様に完全回収・処理するのでしょうか？
また、飛散防止剤を使うとしたら、具体的にどのような成分ですか？有害ではないのか否かも SDS を示すなどして、具体的に教えてください(剥離剤を含め)。
- 9 一般的に、剥離剤には有機溶剤が含まれており、その剥離剤をレベル1の作業環境で使用するのなら、有機溶剤用の防毒マスクの使用が義務付けられます。有機溶剤用の防毒マスクとアスベスト用の防じんマスクの役目を同時に果たすマスク(呼吸用保護具)は存在しないことから、作業者にどの様な防護対策を取らせるのか教えてください。同時に、作業中は強制換気を行うのか否かも教えてください。
- 10 配布資料(8/4)記載の「HEPA フィルター」について、分かり易く説明して下さい。

- 11 除去作業日は、台風シーズンと重なります。台風が近接する予報の場合、養生の取り外しなどの風対策はどうするのか(どこまで外すか)教えてください。
- 12 上記 11 の場合、作業途中で養生を外すことになります。作業途中の中途半端な状態になり、強風でアスベストが飛散する恐れはないのでしょうか？また、恐れがある時の安全対策は、どうするのかも併せて教えてください。
- 13 アスベスト除去工事に使用する足場について、構造からして強度不足ではと感じます(8/4 の配布資料の側面図から推測)。強度計算及び既存擁壁部(間知ブロック)への壁つなぎの接続等は、どのように検討したのか教えてください。
- 14 8/4 の配布書面の「擁壁解体に伴うアスベスト除去工事について」の説明文に、「解体工事では一般的な粉じんや騒音も発生するため、作業時間帯には窓を閉めることや洗濯物を室内干しにすることをご検討いただければ幸いです。」と記載されています。説明文の中で、「一般的な粉じん」と限定していますが、今回は「一般的な粉じん」ではなく、寧ろ除去作業中のアスベストが含まれている恐れがあると感じます。その点に関しての見解を示して下さい。

また、一般的粉じんの中にアスベストが含まれているとしたら、アスベスト除去工事の真下を通行する学童や住民は、マスクの着用をすべきか否か回答下さい。その際のアスベスト用の防じんマスクのメーカー、製品番号及び購入先を教えてください。

●元請け:馬淵建設(株) 代表取締役 馬淵 圭雄 様

- 1 本件アスベスト除去工事の際の足場及び仮囲いは、敷地内の既存擁壁の根元の平坦部(30センチ～40センチ)での設置が可能です。何故、敷地内に設置せずに、敷地外の道路を占有することにしたかについて、教えてください。お聞きする趣旨は、道路占有許可条件に、「どうしても敷地内での設置が困難な場合」との記載があります。どうしても敷地内に足場及び仮囲いが設置できない理由を教えてください。
- 2 第一小学校の副校長への二度目の説明を、7月16日に行ったとの回答(8/7付け)がありました。そして、その回答書において、馬淵建設は、「最も狭くなる箇所では有効幅員が約60cm 程度となり、歩行者同士のすれ違いが困難となる箇所が生じること。」と説明しています。その記載では、北東側の通学路において、最も狭くなる箇所以外の場所では、歩行者同士がすれ違えりとも取れる記載です。馬淵建設が考える「人がすれ違える有効幅員とは？」どの程度なのか数値を示し教えてください。

また、同回答書の中で、「下校時間帯については、状況に応じて当該範囲の作業を中止するなどの対応を行うこと。」と記載されています。この文書の中に示す、「状況に応じて」とは具体的にどの様な場合を指すのでしょうか、明確に教えてください。

同様に、「作業を中止する」ことによって、何故、通学路の安全対策が確保されるのかを、住民が理解しやすいように論理的に説明して下さい。

- 3 馬淵建設が、第一小学校に説明し理解を得たとする通学路に関する具体的な安全対策に関し、誘導者の配置等を図示し、かつ、その内容を詳細に説明して下さい。
- 4 このガードパイプ付きの通学路は、第一小学校の登下校の児童ばかりでなく、中学生の登下校や塾通いの子供達が午後10時頃まで利用し、かつ、日常生活で土日・祝祭日にも利用します。また、周辺住民も通勤・買い物の際に利用しています。
- 即ち、通学時間帯以外の日常生活の中で、平日の午後5時以降も子供達を含む住民らは、この場所を常態として通行していますが、今回の仮囲いの設置により、ガードパイプの内側は人がすれ違えなくなっています。
- そこでお聞きます。馬淵建設は、歩道上を占用する仮囲いを設置する結果、常時(四六時中)、この通学路を利用する子供達及び周辺住民に対する同様な安全対策(誘導者の配置他)を講じなくてはならないものと考えますが、通学時間帯以外に関する学童及び周辺住民への具体的な安全対策を教えてください。
- 5 土壌汚染の除染工事の住民への周知は、工事の後半になって週間工程のみが入口に掲示されました。アスベスト除去工事につき、周囲への注意喚起(アスベスト除去作業実施中など)及び周辺向けの掲示看板はどの様になるか教えてください。
- 6 今後、2年余りの工事に関し、①月間の工事概要、及び②各日の工程表を前月末までに、近隣及び周辺住民宅に配布(ポスティング)することを要請します。同時に、当該配布資料についての問い合わせがあった場合は、適宜応じて下さい。
- 7 敷地内の雑草が、大きくなっています。雑草の種子が飛び交う時期になり、周辺に多大な影響を及ぼすことから、至急、草刈りの実施を要請します(去年も要請)。
- 8 ナマコ壁解体後に、敷地内の擁壁際の旧樹木の根の部分の伐根作業が残っています。令和5年5月31日の初回の工事計画の説明会の当日に伐根作業が行われ、近隣住民は地震発生かと思われる揺れを感じ、作業を中止した経過があります。伐根作業に当たっては、周辺の土の掘り起こしを十分に行い、無理やり引き抜くことが無い(振動が無い)作業計画で施工すること要請します。

以上

本日の説明に際し、近隣住民に欠席者がいることから、回答した項目も含め、欠席者が回答について誤った理解をしないよう、改めて、アスベスト除去工事を開始するまで(足場の設置を含む)に、書面(A4判)にて近隣住民全員に回答し、かつ、十分な理解を得ること。決して、回答不足・拒否の見切り発車の着工とならないことを要請します。

注) 本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿らの本件に係る回答書についても同様な扱いとする。